

[事案 29-155] 契約無効請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明により誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 11 月に契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に他社商品を提示して、同じ保険に加入したいと言ったところ、募集人からそれよりも有利な保険があると言われて本契約に加入したが、約 1 年後に解約しようとしたところ、他社商品よりも解約返戻金が大幅に下回ることがわかった。
- (2) 保険料を当日 15 時までに振り込む必要があり、時間が迫っていたため、募集人から契約内容についての説明は受けていない。
- (3) 保険会社からの意向確認の電話については、募集人の言う通りに回答した。
- (4) 契約後の保険会社、募集人との三者面談において、募集人は米ドル建て、豪ドル建てについての質問に回答できず、基本的なことを理解していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 契約時に、申立人に対する意向確認、適合性確認、重要事項説明を適切に行っている。
- (2) 意向確認を行う電話オペレーターが、解約返戻金が支払保険料を下回る可能性があることを案内したところ、申立人はその点を了知している旨回答している。
- (3) 三者面談時に募集人は、申立人の質問の趣旨を理解できず戸惑っていたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明や説明義務違反があり、申立人が誤信して契約したとは認められず、募集人および保険会社に申立人の主張する不適切な行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。